

自由法曹団 神奈川支部ニュース

No. 106

'96・4・10

目次

支部総会報告特集号

総会報告

支部総会に参加して

渡部 照子

支部総会に参加して

「労働問題に対する大きな関心に驚き」

松本 吉弘

支部総会に参加して

小川 国亜

支部総会に参加して

「労働事件、ノーサンキュー」

勝山 勝弘

「日本国憲法を守る五・三県民のつどい」について

森 卓爾

支部総会特集号

一九九六年自由法曹団

神奈川支部総会報告

日時 一九九六年二月二十四日・二十五日

場所 箱根湯元・ホテルおかだ

参加者 支部団員 三二名

支部団員以外

自由法曹団本部渡部照子幹事長

神奈川労連松本吉弘議長

日本国民救援会神奈川県本部小川国亜事務局長

神奈川争議団共闘会議佐藤明事務局長

司会 藤田温久団員、高橋宏団員

書記 三島健団員、菅野善夫団員、栗山博史団員

「労働事件、ノーサンキュー」

勝山勝弘

一、神奈川県支部の総会に出席して、かような発言をした。

私が、かかる発言をした事情は、支部総会議案書を読んだことによるが、長期にわたる賃金昇格差別裁判事件を担当していた弁護士の仕事ぶりを端で見ていて、本当に頭が下がる思いがしていたからだ。

議案書には、「争議の解決は運動でやるから、司法反動の下では判決は一つも取らない方針で行く。弁護士が支援共闘に断りもなく、裁判官に事件の進行に関して面会することはゆるされない。」「弁護団の役割は、法廷闘争での主張立証が主であり、会社との解決交渉には弁護団は関与しないほうがよい。」「全てを最後に決めるのは、解決に責任を持つ支援共闘である。」という支援共闘の中の一部の主張が書かれていたのである。

二、私は、これまで支援共闘会議というものを、当該組合・労働者を純粹に支援するものと理解していたのであり、運動・裁判を仕切る意思決定機関とか責任主体とは考えたことはなかった。かなわんな。弁護士として耐えられ

そうもないので、そのような労働事件はやれないな。」と感じたのである。

当事者・組合の意思を尊重するのは当然であるが、裁判について、当事者、組合、支援共闘会議ないし弁護士の判断が異なる場合には、共同討議をすべきであると思つてい

る。しかし、一方的に、支援共闘会議の判断に従えと言われても、私にはできないし、調整不能の時は、代理人を辞任することになると思う。

支援共闘会議を運動・裁判を仕切る意思決定機関と位置づけ、その決定に拘束されるというのであれば、私は、はじめから、そのような裁判に参加する気にはなれないのである。

三、長期裁判の場合、当事者の悩みは深く、当該組合、支援共闘会議や担当弁護士でも分からないことがあり、解決するまで、意思の疎通はかせないと思つている。

それは、ある長期裁判の最終準備書面作成のための合宿の夜、もっとも活動的な原告の一人と、合宿の前に来た屋台のラーメンを食べていた時、その原告が、「先生、俺、一審限りで裁判をやめるよ」とボソツと言ったのに、ピッ

クリした経験があるからである。私は、その時、一五年以上会社と戦ってきた原告の心情を思い、ラーメンに箸をつけたまま何の反論もできなかった。

この事件は、一審で原告側が一部勝訴（親会社に対する請求は棄却）し、会社側はすぐに控訴したが、原告側は見送った。

原告側が控訴するかしないかで、意見が分かれたが、共同討議の結果、「控訴せず」の結論を出し、組合は、職場内外の支援と一審判決を背景に、会社と団交を重ねて、職場の労働者の意見を反映させた大きな成果を勝ち取り、会社の控訴を取り下げさせたのである。

共同討議による「控訴せず」の方針が正しかったことが証明されたのである。

四、解決まで共同討議は欠かせないのであって、支援共闘会議はいつでも開かれたものであってほしいと思う。

「日本国憲法を守る

5・3 県民のつどい」について

森 卓爾

毎年、憲法記念日に開いてきた「日本国憲法を守る5・3 県民のつどい」は、今年も左記要領で開くことになりました。

記

日時 一九九六年五月三日午後〇時三〇分開場

場所 県民ホール六階大会議室

内容 1 ビデオ「沖縄からのメッセージ」

制作・沖縄県

2 講演 伊志嶺善三 弁護士

(沖縄反戦地主弁護士団長)

3 講演 北川 善英 教授

(横浜国大・憲法学)

「県民のつどい」は過去三年間開いてきて、ようやく神奈川県でも定着してきています。昨年の感想文に「従前は、憲法記念日には東京まで出かけて集会に参加していたが、神奈川県で集会が開かれるようになり、東京まで行かなくてすむよう